

当社発電設備に係る点検結果の概要

平成 19 年 3 月 30 日
東京電力株式会社

1 点検目的

経済産業省原子力安全・保安院から当社に、平成 18 年 11 月 30 日に水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか、点検を行うことを求める指示が発出された。

本報告書は、この点検指示に基づき、当社の全ての水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し点検を実施した結果、データ改ざんまたは必要な手続きの不備と判断した事案について、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策について取りまとめたものである。なお、再発防止対策に係る具体的なアクションプランの展開などについては、あらためて 4 月のできるだけ早い時期に報告する予定である。

2 点検体制

常設のリスク管理委員会（委員長：社長 勝俣恒久）の下に、発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会（部会長：副社長 築館勝利）、法令手続き等の不適切事例に対する再発防止策検討部会（部会長：副社長 築館勝利）を設置した。調査、検討を横断的かつ網羅的に推進し、報告書の取りまとめを行った。

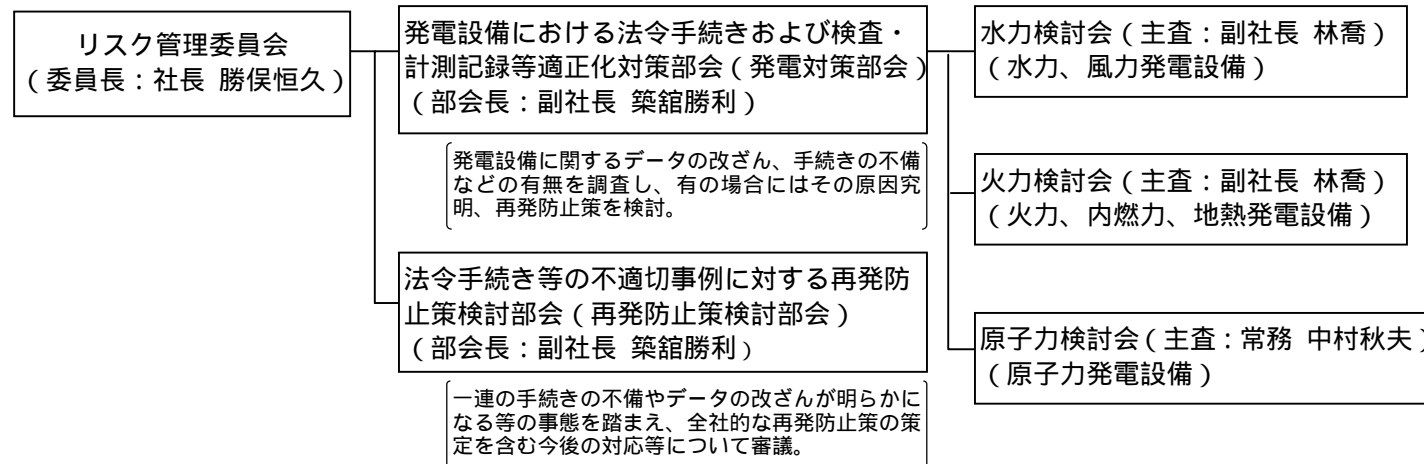


図 1 検討体制

発電対策部会、各検討会の点検、検討および報告書の取りまとめにあたっては、当該設備所管箇所によるセルフチェックに客観性、透明性を確保するため、当該設備部門の他の組織（本店、他発電所等）や社内法務部門及び監査部門なども参画するとともに、社外の弁護士や専門家からの指導、助言を得た。

3 点検の進め方、範囲及びその方法等

3.1 点検の進め方

当社は、平成 14 年 8 月の原子力不祥事を踏まえ、平成 14 年 9 月に「4 つの約束」を、さらに平成 15 年 3 月に「当社原子力発電所における自主点検作業にかかる不適切な取扱い等に対する再発防止対策の実施状況」を公表し、安全の確保と品質保証システムの改善のための取り組みを推進してきた。

しかしながら、これまでに各発電設備において検査データの改ざんや法令に基づく必要な手続きの不備が確認されたことは、大変申し訳なく、これを契機として、データ改ざんや必要な手続きの不備がないか、徹底的に点検を行うこととした。この点検では、記録類の調査にとどまらず、点検期間や範囲を限定せずに網羅的に当社社員、OB 及び出向者、協力会社、メーカー社員計延べ約 15,500 人に対して聞き取り調査（アンケート、グループ討議を含む）を実施した。点検の結果、不適切と判断した事案については、真摯に反省するとともに、原因の究明、再発防止対策を検討した。

特に、原因の究明、再発防止対策を検討するにあたっては、今後の安全の確保と品質保証システムの改善のための取り組みの糧とするために、平成 14 年の原子力不祥事以降の取り組みが有効に機能していたかどうかについての視点から分析、評価を行うこととした。

3.2 点検対象設備

調査対象は水力、火力、原子力の全ての発電設備であり、表 1 に示すとおりである。

表 1 各発電設備における調査対象発電所数とユニット数

発電設備	水力	火力	原子力	合計
発電所数	161	25	3	189
ユニット数	281	142	17	440

火力発電設備には、内燃力発電設備、地熱発電設備を含む。以下同様。

4 点検結果の概要

4.1 改ざん事案、必要な手続きの不備の評価について

データ改ざん合計 42 事案と必要な手続きの不備合計 3,573 件が確認され、これらを法令遵守と保安規定への影響度の大きさに応じた下記の評価区分 A～D により区分した。その結果を添付資料 1 に示す。

【評価区分】 A：法令遵守に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの

B：法令遵守に問題があるか、または保安規定に抵触するもの

C：法令遵守、保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの

D：法令遵守、保安規定への影響が軽微なもの

4.2 データの改ざんの有無について

データの改ざんの有無を調査した結果、表 2 のとおり確認された。これらの改ざんについては、現在は全て行われておらず、設備の安全上の問題はないことを確認した。

表 2 データの改ざんが確認された発電設備、事案数

種類	評価区分	水力	火力	原子力
法定検査に係る		5 発電所 6 事案	13 発電所 8 事案	3 発電所 9 事案
法定検査に係らない		5 発電所 7 事案	2 発電所 2 事案	3 発電所 10 事案 ^(注1)
評価区分別合計	A	0 事案	0 事案	4 事案 ^(注1)
	B	0 事案	0 事案	3 事案
	C	0 事案	2 事案	5 事案
	D	13 事案	8 事案	10 事案
合計		9 発電所 13 事案	13 発電所 10 事案	3 発電所 19 事案 ^(注2)

注 1：3 月 1 日以降、確認された 1 事案、1 事実を含む。

注 2：ひとつの事案の中に評価区分等の異なる事実があるため、評価区分別合計数とは合わない。

4.3 必要な手続きの不備の有無について

必要な手続きの不備を調査した結果、表 3 の通り確認された。これらの手続きの不備については、評価区分 B の 1 件（小武川第三発電所：現在安全性について関係当局が精査中）を除いて、設備の安全上の問題はないことを確認している。今後、手続き不備の取扱いについて、関係当局の指導を受けながら対応していくこととする。

表 3 必要な手続きの不備が確認された発電設備、件数

種類	評価区分	水力		火力	原子力
		電事法に係る	河川法に係る		
評価区分別合計	A	0 件	0 件	0 件	0 件
	B	1 件	1 件	0 件	0 件
	C	0 件	0 件	0 件	0 件
	D	80 件	3491 件	0 件	0 件
合計		46 発電所 81 件	139 発電所 3492 件	0 件	0 件

5 原因の究明と全社的な再発防止策

5.1 再発防止対策の検討

再発防止策検討部会においては、今回、明らかとなった発電設備のデータの改ざん等の問題における反省と教訓を踏まえ企業倫理定着活動を進めてきた総務部門や社内法務部門、監査部門、労務人事部門なども参画し、社外の専門家からの助言も得ながら、各発電部門の事案の共通的な課題を整理・分析し、これまで取り組んできた再発防止対策への施策の追加・拡充などの見直しを行った。

5.2 平成 14 年における総点検において確認できなかった原因の究明

総点検は、調査範囲を原子炉本体を中心に点検や工事を主体に設定し、期間は重要度により区分を設けて、調査の方法も、当社保有の検査成績書、工事報告書および施工会社保有の工事報告書、工事記録間の整合を確認するという方法を中心に行った。この間、第三者機関による点検過程、点検結果の確認も行い、大掛かり（約 5 ヶ月、約 796 万ページの報告書類、約 14,800 人日）で厳格な点検を実施した。しかし、今回確認された事案については、書類上の不備や問題となる不整合がなかったり、または調査対象になっていなかったことが原因で、当時の総点検では改ざんを摘出するには至らなかった。

今回の聞き取り調査から、総点検を実施した平成 14 年度当時は、改ざん事案を自ら言い出す雰囲気や社会に対して会社の不利な情報を積極的に出していくという雰囲気はなかったこと、その後「4 つの約束」を示し、全社を挙げて取り組んできたことにより、企業倫理遵守、品質保証についての意識の浸透や仕組みの定着など、社内風土や社員の意識の面でも変化が出てきたことが認められた。

総点検において確認できなかった事案を今回の調査で確認できたのは、平成 14 年度当時とは社内風土が変化している中で、今回、体系的で広範囲なアンケート・グループ討議・聞き取りという、踏み込んだ事実確認作業を実施し、これがきっかけとなり自発的な発言が引き出され、これに基づいて、平成 14 年度当時に調査対象でなかった社内資料を詳細に調査したことによるものといえる。（表 4 参照）

表 4 平成 14 年度の総点検と今回の調査の比較

	平成 14 年度の総点検	今回の調査	比較
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体に係る設備（炉内構造物、原子炉再循環配管等）その他設備（発電機、ホイストクレーン等を除く） 格納容器漏えい率検査 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての設備（計器・プロセス計算機を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度の総点検は設備の一部を除いた。 今回は設備を限定せず。
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体に係る設備については昭和 63 年～平成 14 年の 14 年間、その他設備については至近の本格点検までに限定。 漏えい率検査については直近の検査記録*に限定。 	<ul style="list-style-type: none"> 期間を限定せず可能な限り過去にさかのぼった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度の総点検は、原子炉本体に係る設備（炉内構造物等）については過去 14 年、その他は至近に限定。 今回は期間を限定せず可能な限り過去にさかのぼった。
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 当社保有の検査成績書、工事報告書、工事施工会社保有の工事報告書等の整合性等の確認。 不整合、疑義が摘出された場合に関連書類の詳細調査、関係者への聞き取りを実施し、改ざんの有無を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 社員へのアンケート（検査経験者 233 名）、グループ討議（検査従事者 1,874 名；技術系所員の約 9 割）聞き取り（長期検査従事者、OB を含む 60 名）という、踏み込んだ事実確認作業を実施。 これをきっかけに自発的な発言があり、これに基づく社内資料を詳細に調査することにより、改ざん事案を確認。 更には社内追加調査（グループ討議 769 名、聞き取り 45 名）やメーカー、協力企業への調査（アンケート 2 社 1,813 名、聞き取り 7 社 70 名）等を実施。 法定検査の検査成績書・検査記録から抽出した計器・プロセス計算機等からの値について、改ざんの有無を調査。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度の総点検は検査成績書、工事報告書等の記録類の整合性確認が中心。 今回は、体系的で広範囲なアンケート・グループ討議・聞き取りを行い、これに基づく社内資料を詳細に調査。

*：「原子炉格納容器漏えい率検査に関する報告徴収について」（平成 14・09・30 原第 3 号/平成 14・10・24 原第 7 号）で対応

5.3 各設備の課題の分析・評価

原子力：平成 14 年の不祥事以前においては、国、自治体への説明や検査工程の遅延を回避することなどが動機となった他、検査の判断基準、手順等が不明確のまま検査を受検したり、課題解決に対する組織運営や主任技術者・上位職の役割の発揮が不十分であったことなどから、データの改ざんを行っていた。平成 14 年の不祥事以降に発生した事案がないという点は、「4 つの約束」が浸透しつつあると考えられるものの、過去の事案を言い出せなかったこと、継続していた改ざんを是正できなかったことは、大いに反省すべき点である。また、地域・社会の視点に立って考え、情報を発信し、ご意見に耳を傾け、業務運営に反映する取り組みが不十分であった。

火力：定格を超過した計測値等に対して、技術的な検証を行うことなく、国への説明あるいは法定検査への影響を回避することなどが動機となり、チェック体制の不備などと相まってデータを改ざん、不適切な前例を踏襲していた。いくつかの事案では、平成 14 年の不祥事の再発防止対策を推進していく中で、自ら問題点を発見・指摘し、是正する自浄作用が働いているところが見られるが、最近の不適切なデータ取り扱い事案 3 件については、技術的な検討不足や第一線職場と本店業務主管部門とのコミュニケーション不足などの課題があったと考えられる。

水力：運転開始時期を守るために行った不法取水を隠したり、説明しにくいデータの説明を回避したりすることが動機となり、チェック体制の不備等と相まってデータを改ざん、不適切な前例を踏襲していた。また、いったん始まったデータ改ざんを是正するためには、個人レベルの企業倫理定着に加えて、より組織的な対応が必要であった。

共通：総じて平成 14 年の不祥事の再発防止対策について一定の成果を挙げつつあると評価できるが、不適切な事案に関する情報を一つの職場で抱え込んだり、重大な事案が報告、公表されなかったりするなど、第一線職場の悩みや問題を軽減する取り組みが十分ではなかった。また、これまでの「しない風土」と「させない仕組み」の取り組みにおいても、企業倫理遵守に関する行動基準、設備や業務の特性に応じた企業倫理研修、第一線職場の設備や業務実態に適合した合理的な規程・マニュアル、内部監査の対象範囲と内容などに不十分な点が認められた。

5.4 全社的な再発防止対策

今回確認されたデータ改ざん等に対して、関係資料の調査や社内外の関係者への聞き取り調査、事実関係の確認をもとに、当該改ざんを行うに至った問題点を抽出し、それらの問題点を意識面、仕組み面等にグルーピングすることにより、根本原因への深掘を実施、これに基づいて再発防止対策を検討した。その結果、総じて平成 14 年の原子力不祥事の再発防止対策について一定の成果を挙げつつあると評価できるが、これまでの「しない風土」と「させない仕組み」の取り組みにおいて、設備や業務の特性に応じた企業倫理研修や第一線職場の設備・業務実態と適合した合理的な規程・マニュアル等が不十分であり、不適切な事案に関する情報が一部の組織内に留まる等、自発的に言い出す仕組みが十分ではなかった。そこで、これまでの「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させるとともに、「言い出す仕組み」を構築し、実施することとした。

この「言い出す仕組み」では、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める仕組みの構築を一層推進するため、第一線職場と本店業務主管部門とのコミュニケーションの充実、第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化等の対策を推進していく。また、重大な事故・トラブルや、法令違反等が確認された場合には、速やかに情報公開を行う。

特に、原子力発電所の運営については、立地地域の理解と信頼の確保が不可欠との原点に立ち戻り、今一度、安全を最優先する意識を徹底して、安全・品質の向上に努める。発電所の運転・運営状況に関しては、情報を立地地域に積極的にわかりやすい形で発信し、説明するとともに、いただいたご意見に真摯に耳を傾け、業務運営に反映していく仕組みを一層強化していく。

立地地域の皆さまやお客さまからの信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤である。このことを改めて肝に銘じ、再発防止対策の確実な実施に向けて取り組んでいく所存である。なお、再発防止対策に係る具体的なアクションプランの展開等については、あらためて 4 月のできるだけ早い時期に報告する予定である。

以上

添付資料 1：「各発電設備における改ざん事案、必要な手続きの不備とその評価」 3～4 頁

添付資料 2：「当社発電設備のデータ改ざん・手続き不備等に係る全社的な再発防止対策の概要」 5～6 頁

別紙 1, 2, 3：水力、火力、原子力発電設備に係る点検結果の概要 7～45 頁